

# 滋賀県立美術館魅力向上ビジョン (骨子案)

美術館魅力向上検討部会 第3回会議  
令和5年(2023年)11月15日(水)

# 目 次

## 1 策定の趣旨

## 2 県立美術館に関連する本県の取組

- (1) 「美の魅力発信プラン」の策定
- (2) 「滋賀県立美術館文化観光拠点計画」の認定
- (3) 「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」の策定

## 3 美術館を取り巻く状況

- (1) 博物館法の一部改正
- (2) 政府の第4期教育振興基本計画の策定
- (3) 国際博物館会議（ICOM）の博物館定義の改正

## 4 県立美術館の現状と課題

- (1) コレクション
- (2) 既存施設
- (3) 利用者利便性
- (4) 野外空間
- (5) 教育交流事業
- (6) 多様な鑑賞者
- (7) ギャラリー
- (8) 文化観光拠点
- (9) 連携拠点
- (10) デジタル・アーカイブ化

## 5 ビジョン（魅力向上の方向性）

- 柱1 子どもも大人も来たくなる美術館に
- 柱2 ユニークなコレクションにいつでも親しんでもらえる
- 柱3 公園ごと楽しめる
- 柱4 いろんな目的に使ってもらえる
- 柱1～柱4を推進するための基礎的な項目

## 6 ビジョンの実現に向けた今後の進め方

- (1) 整備基本計画の策定
- (2) 連携や参画の深化
- (3) 喫緊の課題等への対応

## 参考資料

- (1) 滋賀県立美術館の概要
- (2) 策定の経過
- (3) 「美の魅力発信プラン」の概要
- (4) 「滋賀県立美術館文化観光拠点計画」の概要
- (5) 滋賀県公式LINE アカウントによるアンケート調査の結果

## 1 策定の趣旨

滋賀県立美術館（以下、県立美術館）は、昭和59年（1984年）に開館して以来、滋賀県（以下、本県）ゆかりの作品や日本美術院を中心とした近代日本画、戦後のアメリカと日本の現代美術を中心にコレクションの充実を図り、展示や研究、保存等の美術館に求められる機能を果たしてきました。平成28年（2016年）には、日本国内の公立美術館として初めて、収集方針の柱にアール・ブリュットを掲げ、展示や研究等の活動を深化させています。

本県は、平成25年（2013年）には「新生美術館基本計画」を策定し、県立美術館の増築・改修や機能の充実をはじめとする整備を行うため、平成29年（2017年）に休館しましたが、同年に工事入札が不落となり、有識者等からの意見聴取や社会情勢を踏まえ、平成30年に「一旦、立ち止まる」判断に至りました。その後、喫緊の老朽化に対応した改修工事等を行い、令和3年（2021年）に再開館しました。

再開館して約2年半が経過しましたが、県立美術館が抱える様々な課題を整理する必要があることに加え、近年、美術館を取り巻く状況は大きく変化しており、美術館に求められる役割が多様化しています。

今年度は、本県が令和2年度（2020年度）に策定した「美の魅力発信プラン」の中間見直しを行っていることから、これを契機とし、県立美術館が過去から現在までの多彩な芸術に会う、存在感のある施設として機能するための方策について検討し、「滋賀県立美術館魅力向上ビジョン」を策定します。

## 2 県立美術館に関連する本県の取組

### （1）「美の魅力発信プラン」の策定

- 本県は、令和3年（2021年）3月に、「美の魅力発信プラン」（計画期間：令和3年度～令和7年度）（以下、プラン）を策定し、『美の魅力にあふれる滋賀をみんなの美術館に』というコンセプトのもと、多くの方々の共感・参画を得ながら、滋賀の美の魅力発信に取り組んでいる。
- プランの具現化に向けて掲げている4つの柱のうちの一つが「美術館改革」であり、ソフト面・ハード面の双方から、美術館の魅力向上に向けた取組を進めることとしている。

### （2）「滋賀県立美術館文化観光拠点計画」の認定

- 令和2年（2020年）5月に、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（以下、「文化観光推進法」）が施行された。
- 文化観光推進法は、「有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて、文化についての理解を深めることを目的とする観光」を「文化観光」と位置づけ、文化と観光の持続的な相互発展を促すことを企図している。
- 本県は、この文化観光推進法に基づく「滋賀県立美術館文化観光拠点計画」（計画期間：令和3年度～令和7年度）を策定し、令和3年（2021年）11月に文化庁・観光庁の認定を受けた。
- 県立美術館が美の情報発信や文化観光の拠点となるには、県立美術館自体が常に変わり続け、魅力的な場所であり続けることが重要であるとの認識から、従

来のコレクションの枠を超えた他分野とも交流しながら、他館では見られないオンリーワンの自主企画の実現を図るほか、展覧会と関連のある地域や施設との連携を進め、周遊観光へ繋げていくことなどを目指し、取組を進めている。

### (3) 「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」の策定

- 本県は、令和2年(2020年)3月に「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」(計画期間：令和3年度～令和5年度)を策定し、障害の有無にかかわらず、文化芸術活動を通じて、自分らしく活躍できる共生社会の実現に寄与する施策を推進している。
- 県立美術館では、障害特性に応じて鑑賞をサポートする取組や障害者とその支援者が鑑賞しながら学び、体験する機会の充実を図るとともに、アール・ブリュットの収集、展示等も行っている。

## 3 美術館を取り巻く状況

### (1) 博物館法の一部改正

- 近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、法律の目的や博物館の事業等を見直すなど、これからの博物館が、その求められる役割を果たしていくための規定を整備するため、博物館法の一部改正が行われた(令和5年(2023年)4月1日施行)。
- 博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法<sup>1</sup>の精神に基づくことが定められたほか、博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化が追加されるとともに、他の博物館等と連携すること、および地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことが努力義務とされた。

### (2) 政府の第4期教育振興基本計画<sup>1</sup>の策定

- 当該計画の総括的な基本方針のひとつとして「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられ、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるため、ウェルビーイングの向上を図っていくことが求められている。
- 当該計画において、年齢や障害の有無等にかかわらず、生涯を通じて文化芸術を鑑賞したり、体験したりすることにより、心豊かな人生を送ることができるよう全国の博物館・美術館等の機能強化・設備整備を促進することとされた。

### (3) 国際博物館会議(ICOM)<sup>2</sup>の博物館定義の改正

- 令和4年(2022年)に開催されたICOMプラハ大会において、新しい博物館の定義が採択され、平成19年(2007年)のICOMウィーン大会以来、15年ぶりに

<sup>1</sup> 教育振興基本計画は、教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する基本的に施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府において策定される計画(5年単位)。なお、同法第12条第2項において、博物館等による社会教育の振興が掲げられている。

<sup>2</sup> 国際博物館会議(international council of museums(ICOM))は、昭和21年(1946年)に、博物館の進歩発展を目的として創設された国際的な非政府組織。日本での活動を推進する目的で、昭和26年(1951年)にICOM日本委員会が設立された。

博物館の定義が改められた。

- 博物館が、有形および無形の遺産の研究、収集、保存、解釈、展示を行い、社会に貢献する、非営利の常設機関であることはこれまでとほぼ同様であるが、これに加えて、博物館が誰にとっても利用しやすく、包摂的であり、多様性や持続可能性を促進すること、また、博物館がコミュニティの参加を得て機能し、様々な体験を提供することなどが追加された。

#### 【ICOM ウィーン大会で採択された博物館の定義】

博物館とは、社会とその発展に貢献するため、有形、無形の人類の遺産とその環境を、教育、研究、楽しみを目的として収集、保存、調査研究、普及、展示する公衆に開かれた非営利の常設機関である。(ICOM 日本委員会 HP)

#### 【ICOM プラハ大会で採択された博物館の定義】

博物館は、有形及び無形の遺産を研究、収集、保存、解釈、展示する、社会のための非営利の常設機関である。博物館は一般に公開され、誰もが利用でき、包摂的であって、多様性と持続可能性を育む。倫理的かつ専門性をもってコミュニケーションを図り、コミュニティの参加とともに博物館は活動し、教育、楽しみ、省察と知識共有のための様々な経験を提供する。(ICOM 日本委員会 HP)

- また、大会決議において、ICOM 日本委員会が提案した『『Museums as Cultural Hubs (文化をつなぐミュージアム)』の理念の徹底』が採択された。博物館法の一部改正において、博物館が地域の様々な主体と連携し、多様な地域的課題・社会的課題への対応に取り組むことに努めるものと定められたことは、このような国際的な潮流ともリンクしている。

## 4 県立美術館の現状と課題

県立美術館では、開館以来、継続して展示や研究、保存、教育普及活動等に積極的に取り組んできましたが、展覧会の観覧者数は減少傾向にあり、最も多かった昭和 62 年度 (1986 年度) の 192,150 人と比べて、直近の令和 4 年度 (2022 年度) は 72,523 人と減少しています。

また、今年度実施された「第 56 回滋賀県政世論調査」において、「県の施策で力を入れてほしいと思うことはどんなことですか。」の質問に対する 21 項目の選択肢のうち、「文化芸術に親しむ環境の整備」は下から 3 番目 (8.0%) であり、県立美術館への関心が薄れていることは否めません。

加えて、この間に、県内外に特色のある美術館の新設やリニューアルが相次いだことも県立美術館の存在感の低下に拍車をかけていると考えられます。

このような状況も踏まえ、ビジョンを検討するための下地をつくるために、現状と課題を整理します。

### (1) コレクション

#### ① 現状

- 開館当初から施設の規模が変わっておらず、他の都道府県立美術館と比較しても、常設展示・企画展示合わせた展示室面積 (1,765 m<sup>2</sup>) は全国 37 位、収蔵庫

の面積 849 m<sup>2</sup>は全国 33 位である。

- 企画展示の展示室面積 (896 m<sup>2</sup>) は、都道府県立美術館の平均的な規模とされる 1,200 m<sup>2</sup>よりも小さい。
- 常設展示室は 2 室あるが、通常の運用として、収集方針のうち「日本美術院を中心とした近代日本画」、「滋賀県ゆかりの美術・工芸等」で 1 室 (509 m<sup>2</sup>)、「戦後のアメリカと日本を中心とする現代美術」、「アール・ブリュット」、「芸術文化の多様性を確認できるような作品」で 1 室 (360 m<sup>2</sup>) を使用している。
- 2023 年 7 月に日本財団から作品寄贈を受け、美術館のアール・ブリュット作品の収蔵数は 731 件となり、質・量ともに、世界的に見ても有数のアール・ブリュット作品のコレクションを擁することとなった。
- 「戦後のアメリカと日本を中心とする現代美術」のうち、特にアメリカ関係の作品については、平成 17 年度 (2005 年度) に購入予算が凍結されて以降、ほとんど追加されることがなかったが、コレクションの充実に向けて、現在、企業、個人、作家の協力による新たなスキームのあり方を検討している。
- 対話鑑賞を令和 6 年度 (2024 年度) からスタートさせる予定。

## ② 課題

- 美術史的に意義のある作品を多数所蔵しているにもかかわらず、鑑賞の機会を十分に設けることができていない。
- 複数の収集方針で同じ展示室を使用しているため、展示作品数や展示方法などに制約が生じ、満足感を提供できていない。
- 新しいタイプの作品 (体験型の作品 (体験している姿を見る作品) など) が設置 (購入) できていない。
- 日本最大級のアール・ブリュット作品のコレクションを積極的に活用していく必要がある。

### <トピックス：日本財団からの作品寄贈>

令和 5 年 (2023 年) 8 月 1 日付けで、日本財団収蔵の作品 550 件 (うちアール・ブリュット作品は 549 件) を受贈しました。

日本財団が収蔵していた作品は、平成 22 年 (2010 年) にパリで開催された「アール・ブリュット・ジャポネ」展に出品され高く評価されたものです。

当館は、国内の公立美術館で唯一、アール・ブリュットを作品収集方針の柱として掲げており、平成 29 年 (2016 年) に収集を開始してから、これまでに作家 18 名による 182 件 (寄託を除く) の作品を収蔵しています。

今回の受贈により、当館のアール・ブリュット作品の収蔵数は 731 件となり、質・量ともに、世界的に見ても有数のアール・ブリュットのコレクションを擁することとなりました。

## (2) 既存施設

### ○ 現状と課題

- 昭和 58 年 (1983 年) の竣工以後、約 40 年が経過し、抜本的な施設改修や設備更新が急務である。
- 空調設備老朽化対策 (空調機 (AHU)、配管、冷温水発生器等)、雨水逆流対策 (地下の雨水排水管逆流)、屋内外照明設備 LED 化、来館者 EV 改修、自動ドア等更新、回廊等結露対策などが必要である。

- 彫刻の庭およびコールドターの庭への出入口に風除室がないため、広くオープンにできない（出入口に監視員を配置し都度開閉）。

（参考：これまでの修繕等の記録）

|       |   |
|-------|---|
| 2023年 | 外壁、作品 EV、冷温水ポンプ   |
| 2020年 | 屋根防水、展示室ガス消火、トイレ、ロビー耐震、展示室 LED 化、冷却塔、キッズスペース・授乳室・ラボ等の整備 |
| 2009年 | 自家発電設備、冷温水発生器   |
| 2004年 | 中央監視装置  |

### （3）利用者利便性

#### ○ 現状と課題

- 観覧料の支払いが現金しか対応していない。
- 最寄りの駅は、JR 東海道本線（琵琶湖線）の瀬田駅。普通列車のみ停車。京都駅から最短 17 分程度。大阪駅から最短 55 分程度。JR 瀬田駅から最寄りのバス停まで 10 分程度。バスの運行間隔は平日は 15 分に 1 本、休日は 30 分に 1 本程度。現金のみ利用可能（交通系 IC は利用不可）。最寄りのバス停（文化ゾーン前、県立図書館・美術館前）から徒歩 5 分程度。美術館までの園路が傾斜していることに加え、凹凸のある個所もある。
- 新名神高速道路草津田上インターから約 5 分。美術館専用の駐車場はないが、びわこ文化公園の駐車場（無料・3 か所）を利用可能。いずれからも徒歩約 5 分。歩行が難しい方などは、美術館に隣接する駐車スペース（4 台）を利用可能。東駐車場からはおおむね平坦であるが、北・西駐車場からは勾配あり。また、凹凸のある個所もある。
- 公園内の案内表示が十分ではない。

### （4）野外空間

#### ① 現状

- 昭和 54 年（1979 年）に策定された「びわこ文化公園都市<sup>3</sup>構想」の「芸術、教養の文化クラスター」に位置づけられたびわこ文化公園（約 43ha）に立地し、県立図書館や県埋蔵文化財センターが近接している。
- 美術館の建設時には、「建設予定地は緑と自然に恵まれた丘陵地であり、この地形上の長所を生かした屋外展示場を設け、美術活動と他の文化、芸術活動をつなぐ実験的な試みの場として使用するなど多目的利用を考えていく」との理念が掲げられた。
- 令和 5 年度（2023 年度）から、びわこ文化公園に Park-PFI 制度が導入され、びわこ文化公園内にカフェやワーケーションベンチなどが新設された。
- 美術館の敷地内や隣接する彫刻の路に、8 点の野外彫刻を設置している。

<sup>3</sup> 「びわこ文化公園都市」は、大津市瀬田・上田上地域から草津市に広がる丘陵地にあり、3 つの大学（滋賀医科大学、立命館大学、龍谷大学）をはじめ、文化、芸術、医療、福祉、教育、研究、レクリエーション等の多様な施設が集約する地域。

(参考：野外彫刻作品一覧)

| 作品名         | 作者            | 収蔵年度    | 設置場所    |
|-------------|---------------|---------|---------|
| フラミンゴ       | アレクサンダー・コールダー | 1982 年度 | コールダーの庭 |
| 夏至の日のランドマーク | 山口 牧夫         | 1985 年度 | 彫刻の路    |
| 置・傾／トライアングル | 植松 奎二         | 1987 年度 | 彫刻の路    |
| 酸素／滋賀       | 村岡 三郎         | 1993 年度 | 彫刻の路    |
| 無題          | ドナルド・ジャッド     | 1987 年度 | 彫刻の庭    |
| ニードル・タワー    | ケネス・スネルソン     | 1990 年度 | 彫刻の庭    |
| BIWAKO' 84  | 速水 史朗         | 1997 年度 | 彫刻の庭    |
| こうきするこうえん   | 井上 裕加里        | 借用中     | 彫刻の庭    |

## ② 課題

- 県立美術館単独ではなく、公園と相互に連動して付加価値を高めていく取組が十分ではない。
- 県立美術館と県立図書館の間で相互の行き来を促す環境が整っていない。
- 休館時に、美術館とわんぱく原っぱ（様々な遊具が設置された広場）との間に切通しを設けて往来をしやすくしたが、現状、わんぱく原っぱを訪れている家族連れなどを十分に美術館に引き込めていない。
- 新しいタイプの作品（体験型の作品（体験している姿を見る作品）など）が設置（購入）できていない。【再掲（1）】
- 彫刻の庭およびコールダーの庭への出入口に風除室がないため、広くオープンにできない（出入口に監視員を配置し都度開閉）。【再掲（2）】
- 植え込みに隠れて見えにくい作品がある。
- コールダーの庭が芝生ではなく石畳のため、冷たい印象を受ける。

## (5) 教育交流事業

### ① 現状

- 主に以下のような取組を実施している。

- ・ 展覧会関連イベント（講演会、ギャラリートークなど）【1986 年～】
- ・ 学校団体鑑賞【1987 年～】
- ・ ワークショップ（主に幼小対象）【1993 年～】
- ・ ワークショップ（大人対象）【1995 年～】
- ・ 学校出前授業プログラム【2000 年～】  
 ※学習指導要領（2002 年施行・小中）で図工・美術科に「鑑賞」の項目が設けられ、美術館を利用した学習活動が求められる以前から実施。
- ・ たいけんびじゅつかん（親子対象）【2002 年～】
- ・ 地域出前プログラム（アウトリーチ活動）【2013 年～】
- ・ その他（ロビーコンサート、教員向け研修会など）

- 対話鑑賞を令和 6 年度（2024 年度）からスタートさせる予定。【再掲（1）】

### ② 課題

- それぞれの教育交流事業が単発のイベントとなっており、プログラム化が不十分である。
- アウトリーチ活動を積極的に実施しているが、その活動が見えにくい。



- 教育交流事業を広く発信するとともに、そこからの学びを来館者と共有するために、一過性の取組で終わらせず、長く見せていくための仕掛け（アーカイブ化など）を考える必要がある。
- 利用者からのニーズが多様化する中、限られたリソース（人員、財源等）でどのように対応していくか。
- ワークショップルームが物理的に展示空間から離れている（動線も異なる）ため、そこでの活動が鑑賞の妨げにならないというメリットがある一方で、ワークショップルームの利用を目的としない利用者には、その存在や活動が認知されにくい。

## （6）多様な鑑賞者

### ○ 現状と課題

- 多目的トイレ（車椅子、オストメイト対応）を設置しているほか、ベビーカーや車椅子の貸出を行っている。リニューアルの際に、他の美術館と比較しても充実したキッズスペースや授乳室、ファミリートイレを整備し、利用者からは好評を得ていることから、しっかりとアピールしていく必要がある。
- 令和5年（2023年）11月3日に、託児サービスを試験的に実施した。
- 歩行が難しい方などのために、エントランス前（2台）、通用口前（2台）に駐車スペースを設けている。
- バス停や駐車場からのアプローチが平坦ではない。
- 県立美術館のホームページが多言語対応していない（日本語のみ）。
- 館内案内パンフレットがない。

## （7）ギャラリー

### ○ 現状と課題

- ギャラリーの壁面がガラス張りのため、採光には優れた空間であるが、実際に使用される際は、可動壁を設置されることが多い。
- 施設の構造上、ギャラリー専用の搬入口がなく、搬入出作業に制約があることから、利用者の利便性が低下している。
- 県内に規模の大きなギャラリー施設が乏しいことを背景に、利用団体の一部のから増床の希望がある。
- 休館前は年間の稼働率が高く、予約が取りづらい状況にあった。令和3年（2021年）の再開館後は、新型コロナウイルス感染症などの影響により利用が少ない状況が続いたが、令和5年度（2023年度）は回復傾向にある。

## （8）文化観光拠点

### ① 現状

- エントランスロビーにおいて、アール・ブリュットと信楽焼に焦点をあてた常設展示（「Travel to 滋賀に生きる造形」）を行い、その魅力を紹介するとともに、美術館から現地への周遊観光を促進している。
- 展覧会のテーマに合わせて、ゆかりのある地域を巡るバスツアーを実施し、周遊観光を促進している。
- ラボにおいて、展覧会や滋賀の美の魅力にかかわるテーマによるミニ展示を開催し、各地域へ誘うきっかけをつくっている。
- 県立美術館のホームページにオンライン美術館を構築し、展覧会やコレクション、県内の様々な取組と県立美術館の関係性などを紹介する動画コンテンツを

作成することにより、県立美術館をはじめとする県内各地への誘客につなげている。

## ② 課題

- 制作したコンテンツを十分に発信できていない。
- バスツアーやラボでの展示などが一過性のイベントになってしまい、県立美術館を拠点とした文化観光を継続的に進めていく仕掛けが十分ではない。
- 美術館単独ではなく、公園と相互に連動して付加価値を高めていく取組が十分ではない。【再掲（4）】

## (9) 連携拠点

### ① 現状

- 大学と連携し、県立美術館のギャラリーやラボでの展示、ワークショップ等を実施している。
- 民間企業等と連携し、県立美術館でイベントや研修会等を実施している。
- 再開館時にサポーター（寄付）制度を構築し、寄付により常設展示の無料観覧デーを設けるなど、支援による運営の充実を図っている。
- 公園内の県立図書館や県埋蔵文化財センターと連携し、イベントを開催している。
- 県内自治体のイベントに美術館からワークショップを提供している。

### ② 課題

- びわこ文化公園都市に位置する施設等の横のつながりが弱い。
- 徒歩で訪れることのできる範囲内に大学があるにもかかわらず、学生が訪れたくなるような美術館の仕掛けづくりができていない。
- 公園内の施設や Park-PFI 受託者等との連携を深める必要がある。
- 企業等に対し、県立美術館と連携することのメリットを十分に伝えられていない。
- Win-Win の関係を意識した連携の取組やファンディングをより一層進める必要がある。

## (10) デジタル・アーカイブ化

### ① 現状

- 令和2年度（2020年度）から、所蔵作品管理公開システム（早稲田システム開発株式会社に委託）により、作品の情報（作品名、作家名、画像、種別、領域、制作年、寸法、材質、技法）を県立美術館のホームページで公開している（作品によって公開している情報は異なる）。
- 所蔵作家に関する新聞記事や雑誌掲載記事などは、ひとつのファイル（現物）にまとめて保存している。
- 2023年度から、会計年度任用職員（アーカイブ担当）を配置している。

### ② 課題

- デジタル・アーカイブの積極的な発信ができていない。
- 作品以外の資料（手紙など）が公開できていない。
- 令和元年以降に受け入れた作品の撮影や登録ができていない。

- 関係者（著作権者等）の情報の登録・一括管理ができていない。
- それぞれの情報が個々の学芸員の手元にあるため、情報資源の組織化ができていない。
- 作家ファイル（所蔵作家に関する記事等を作家ごとにまとめたもの）の作成を始めたところであり、今後充実を図る必要がある。

## 5 ビジョン（魅力向上の方向性）

県立美術館が有する資源や周りの環境を十分に活用できていないことなどの要因により、県立美術館への来館の動機付けは低い状況にあります。

そこで、4つの柱を掲げ、垣根をできるだけ取り払い、誰もが気軽に訪れることのできる環境をつくとともに、県立美術館での時間をゆっくりと楽しく過ごせるよう取り組みます。

そのためには、規模の拡張を見据えた施設の整備を検討するとともに、県立美術館のコレクションや立地等を生かした事業も展開し、ハードとソフトの両面から、多様な主体とのかかわりのなかで新たな価値を創造することを目指します。

そして、この両面をしっかりと組み合わせることでいくことにより、県民をはじめとする多くの方々のウェルビーイングの向上に寄与し、日々の生活と共にある美術館の実現に向けて歩を進めます。

### 柱1 子どもも大人も来たくなる美術館に

年齢や障害の有無などにかかわらず、誰もが楽しめる美術館を目指します。

（今後の展開例）

- 家族連れの来館のハードルを下げ、子どもの創造性を涵養するためにも、子どもが楽しみながら、自然に美術館や美術に親しめる空間をつくる。
- 子育て中の親世代もゆっくりと鑑賞できる環境をつくる。
- 医療施設や福祉施設等との連携も視野に、高齢者や障害のある人など誰もが楽しむことのできる作品やプログラムを整備する。
- 地域と連携したイベントの実施などにより、「わたしたちの町の美術館」と感じてもらえるよう機運を醸成する。
- 他の公立美術館との比較なども踏まえ、家族連れや障害のある方などが気軽に訪れることのできる観覧料のあり方について検討する。
- 他の美術館と比較しても、観覧料の決済手段が少ないことから、キャッシュレス決済の導入により利便性を高める。

### 柱2 ユニークなコレクションにいつでも親しんでもらえる

コレクションを堪能できる環境をつくとともに、コレクションの充実を図ります。

（今後の展開例）

- 収集方針の柱に沿い購入や受贈等によるコレクションの拡充を図る。
- 鑑賞方法の変化への対応や活用の汎用性が高いことなどから映像作品の収集を進める。
- 他の美術館との相互的な長期貸与なども視野に入れ、優れたコレクションの活用を図る。

- 常設展示室について、収集方針の柱である「戦後のアメリカと日本を中心とした現代美術」と「アール・ブリュット」を同じ部屋で展示せざるを得ないなど、展示方法等に制約が生じていることから、コレクションをしっかりと鑑賞できる展示空間の構築を図る。
- 企画展示室について、都道府県立レベルとしては狭く、巡回展の受け入れなどにも影響を及ぼすことから、展示空間の拡充を図る。
- 美術館の大きな柱であるアール・ブリュットについて、常に展示室で作品を観ることができる環境を整えるとともに、資料室等も併設し、研究センターとしての機能も付加する。
- 多くのアール・ブリュットの優品を擁することを生かし、それらをパッケージ化して他の美術館に巡回展を行うなど、資源の有効活用を図る。
- 収蔵庫について、すでに満載に近い状況にあることから、今後の購入や受贈等を円滑に進めるため、面積の拡充を図る。
- デジタル・アーカイブを継続的に作成するとともに、文化庁が運営するポータルサイトとも連携し、コレクションを積極的に発信する。併せて、館内事務の効率化にもつなげる。

### 柱3 公園ごと楽しめる

県立美術館のリーチを拡張し、公園と一緒に多様な価値を生み出します。

(今後の展開例)

- 公園内の案内表示や駐車場からのアプローチを改善し、利便性を高める。
- 芝生化などにより植栽を改良し、県立図書館との間を中心にフットパス（歩くことを楽しむ道）を整備する。
- 体験して楽しむことのできる作品などを公園内に新たに設置することにより、公園を訪れている方々が自然に美術に親しめる環境をつくり、公園と県立美術館を有機的に接続する。
- 公園内に新たな作品を設置する場合は、遠方からでも訪れたいくなるような作家や作品を選定し、高速道路からのアクセスの良さなども生かし、県外からの来園・来館にもつなげる。

### 柱4 いろんな目的に使ってもらえる

“美術”にとらわれない自由な発想を刺激し、新たな美術館像を創造します。

(今後の展開例)

- 学生などの若者が自発的に企画や活動ができる場と機会を創出し、県立美術館をキャンパスの一つと思ってもらえるような環境をつくる。
- 次世代の若手作家を支援するため、水や植物なども使えるチャレンジできる展示空間の構築を図る。
- 県民ギャラリーの展示環境や動線の改善を図る。
- 飲食を含めて柔軟に使えるスペースの設置を図る。
- コンベンション機能を強化し、民間企業や大学、学会等と連携した取組の充実を図る。

## 柱1～柱4を推進するための基礎的な項目

組織内の体制整備や外部機関との連携体制の構築、効果的な施設整備等を行います。

(今後の展開例)

- 美術館の人的・財務的な運営体制を整備する。
- 展覧会プログラムの組立てを精査するなど、持続可能な運営を図る。
- 公園所管課をはじめとする県庁内関係所属との連携を強化する。
- びわこ文化公園都市に位置する各施設等の持つ資源を横につなげ、新たな価値を創造できるよう、ネットワークの拡張を図る。
- 外部も巻き込んだ積極的な広報を実施し、県立美術館の存在感を示す。
- 交通事業者とも連携し交通アクセスの改善を図る。
- 歳入確保に向けた取組を強化する。
- 既存施設の必要な改修項目を整理し、効率的な施設改修を実施する。
- 新たな施設を整備する場合は、将来を見据えると大きな財産になることを認識し、遠くからでも訪れたいような建築となるよう工夫する。

## 6 ビジョンの実現に向けた今後の進め方

前項のビジョン（魅力向上の方向性）の着実な具体化・実現を目指して、令和6年度（2024年度）から以下の取組を行います。

### (1) 整備基本計画の策定

美術館の機能の拡充に向けて、具体的な再整備の内容を定める滋賀県立美術館整備基本計画（仮）の策定に着手します。

特に、美術館に必要な施設機能の概要や配置、PFI制度の是非、美術館が立地する公園も含めた機能や魅力の向上方策、アクセス向上方策、想定整備・運営費用、財源確保策、運営体制等について検討を行い、計画に反映させます。

### (2) 連携や参画の深化

上記の滋賀県立美術館整備基本計画（仮）の策定や今後の美術館の運営の検討にあたっては、大学との共同研究や、公園・交通・建築・観光・福祉・教育等の県庁各部局、近隣施設（県立図書館、県埋蔵文化財センター、大学、スポーツ施設、福祉施設等）、自治体、交通機関、びわこビジターズビューロー等との連携や意見交換を積極的に行います。

また、県民をはじめとする多くの方々と一緒に、県立美術館のこれからのについて考える機会をもつなど、幅広い共感や参画を得られるよう尽力し、検討や取組を進めていきます。

### (3) 喫緊の課題等への対応

早急の対応が必要な県立美術館の窓口へのキャッシュレス決済の導入や館内・公園内の案内表示の改善、既設の野外彫刻作品周辺の植栽の改良等を行うとともに、公園内への新たな作品設置の検討などの今後に向けた足掛かりとなる取組も進めていきます。